

報 告 書

(委 員 会 名) 総務民生常任委員会
(視 察 日) 令和 5年 10月 17日 (火)
(視察先都市名) 埼玉県志木市
(視 察 項 目) デマンド交通について
(内 容) 報告者 橋本 彬穂

1.導入までについて

・導入目的と導入までの経過

目的→現市長の任期中の公約として市民の足の確保

経過→H26.8月新たな交通施策の検討開始、交通手段検討PTを立ち上げ他自治体へ視察。H27.7月からH28.3月にかけてデマンド交通の実証実験を実施。H28.4月から志木市デマンド交通を本格実施。

・強い要望があったが検討経過で断念した事柄

(1)利用料金

実証実験時は一律300円に設定、予算との兼ね合いで300円500円1000円3段階制に。移行当時は利用料金の負担が大きいとの問い合わせがあったが説明をし理解をもらっている。

(2)共通乗降場の追加

市内の総合病院の系列である「市外の総合病院」を追加してほしいと導入当初から現在も多くの要望がある

* 1市(県・町・村・施設)ごとに、1枚作成(2ページにわたっても可)

* 視察先ごとに、考察・感想を加えてください。

報 告 書

(委 員 会 名) _____

(視 察 日) 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (火) _____

(視察先都市名) _____

(視察項目) _____

(内 容) 報告者 _____

2.事業運営について

- ・運営主体は志木市内のタクシー事業者3者
- ・運行方式はドアtoドア方式（貸切制）
- ・使用台数はタクシー事業者が保有する全車180台
- ・運行エリアは原則市内だが例外が3ヶ所
- ・運行日時は日曜、祝休日、年末年始を除く、月曜から土曜までの8時半から17時まで（日曜運行をしてほしいとの声があるが今のところ実施する予定なし）
- ・利用対象者は65歳以上、障害者、要介護等認定者、妊婦、未就学児
- ・事前に利用登録申請をし利用登録証を発行
- ・予約方法は利用者が直接タクシー事業者に事前連絡をし、配車状況により空きがあれば即時配車可能、日時指定の場合利用する1週間前から可能。
- ・令和5年度予算：37,765千円（主な支出科目：会計年度任用職員報酬1名）

* 1市（県・町・村・施設）ごとに、1枚作成（2ページにわたっても可）

* 視察先ごとに、考察・感想を加えてください。

報 告 書

(委 員 会 名) _____

(視 察 日) 令和____年____月____日()

(視察先都市名) _____

(視察項目) _____

(内 容) 報告者_____

3.運行事業者について

- ・ 運行业者との契約方式（運行経費定額補助、赤字欠損補助）はデマンド交通に係る協定書を締結、解除事由がない場合毎年度自動延長、運行費補助としタクシー料金と利用者負担の差額を赤字補填
- ・ 予約オペレーターの雇用形態は、運行事業者社員等による兼務
- ・ 運賃収入、年間事業費は利用のタクシー料金から、利用者負担額を差し引いた差額をタクシー会社に補助金として支出しているため運賃収入なし（R2.4よりタクシー事業者が赤字にならないように事務手数料として1件につき70円を負担）

4.実績と今後の方針について

- ・ R4年度の年間利用者数44, 873件、1日あたり153件
- ・ 路線バス、コミュニティバスとの連携は志木市デマンド交通連絡調整会議で市内を運行する交通事業者への意見聴取を行い、コミュニティバスの運行はない
- ・ 実施にあたり困難であった点や苦勞した事柄は、利用料金や運行時間や同乗者の基準等を路線バス事業者との調整
- ・ 実施後に明らかになった問題点や課題は、最近はタクシー会社もスマートフォンのアプリでの配車も実施しているため、配車に時間を要する時間帯が発生する
- ・ 今後の方針として、利用料金の設定に関して長距離を移動する際の負担が大きくなっているため、料金形態については見直しを検討している

* 1市（県・町・村・施設）ごとに、1枚作成（2ページにわたっても可）

* 視察先ごとに、考察・感想を加えてください。

報 告 書

(委 員 会 名) _____

(視 察 日) 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ()

(視察先都市名) _____

(視 察 項 目) _____

(内 容) 今後活用 報告者 _____

【まとめ（検討する点）】

- 1.運営主体の選定
- 2.乗合方式か、補助方式か
- 3.車両は一般車両のみなのか福祉車両も使用するのか
- 4.利用料金は一律にするのか、移動距離によって利用金額を何段階かに設定するのか
- 5.運行日時
- 6.運行エリア
- 7.利用対象者はどうするか
- 8.予約方法
- 9.乗降所数
- 10.周知方法
- 11予約オペレーターの雇用形態

* 1市（県・町・村・施設）ごとに、1枚作成（2ページにわたっても可）

* 視察先ごとに、考察・感想を加えてください。